

二業務委託の基準

(中期計画の認可の申請等)

四 その他法人の業務の執行に関して必要な事項三 競争入札その他契約に関する基本的な事項

栃木県公報

平成28年3月31日(木)号外第29号

-	目	次				
-	規	則				
○地方独立行政法人栃木県立がんセンター	の業務運営	並びに財務及び	会計に関っ	する規則の)制定	1
○栃木県障害者差別解消推進条例施行規則	の制定					3
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関	する法律施	行細則の制定…				6
○栃木県病院事業財務規則及び栃木県立病	院利用規則	の一部改正				11
○栃木県立衛生福祉大学校規則の一部改正						12
○栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の	一部改正…					15
○特別養護老人ホームの設備及び運営に関	する基準を	定める条例施行	規則等の一	一部改正…		18
○身体障害者福祉法施行細則の一部改正…				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		19
○理容師法施行細則及び美容師法施行細則	の一部改正				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	25
○農業委員会等に関する法律に基づく交付	金の交付の	基準に関する規	則の一部は			27
○栃木県財務規則の一部改正						
	告	示				
○栃木県病院事業の設置等に関する条例の	規定により	知事が定める金	:額の告示の	の一部改正	<u>.</u>	28
○栃木県手数料条例別表第1の464の8の耳	頁の知事が	指定する建築物	エネルギー	-消費性能	:誘導基準	
及び同表464の10の項の知事が指定する頃	建築物エネル	レギー消費性能基				28
○県営土地改良事業計画変更の決定						29
○県営土地改良事業の換地計画決定及び公	告縦覧					29
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						30
	訓	令				
○栃木県立病院職員被服貸与規程の一部改	正					30
	規	則				
梳木県規則第三十二号 ——			_			
地方独立行政法人栃木県立がんセンター都才県党員第三十二号	り巻を置き	亡バこす务とバ		- OEE	LL C 1/101	N I 1111-0 × 0 °
平成二十八年三月三十一日ガノ犯之行政治人権不明立なんせいター	の美茶追害	立てに則発及と	ングエミュング 開外プ	りる技員と	620 C. 4117	いなめる
		压	水県知事	10111		1
地方独立行政法人栃木県立がんセン	ケーの業務					I
(樽畑)	T O IIII		· M. M. Auling -	— E 1011/0 H	₹ш,	
第一条 この規則は、地方独立行政法人法	(平成十五)	年法律第百十八	. 耳。 以下	[#I AI3	;心。) ビュ	現定に基づ
き、地方独立行政法人栃木県立がんセン						
し必要な事項を定めるものとする。			,			(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(業務方法書の記載事項)						
第二条 法第二十二条第二項の規則で定め	る業務方法	書に記載すべき	事項は、	次に掲げる	の事項とする	Ю°
一法人の定款に規定する業務に関する	事項					

第三条 法人は、法第二十六条第一項前段の規定により中期計画(同項に規定する中期計画をいう。以下同

- 提出しなければならない。じ。)の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、知事が別に定める日までに、知事に
- 容及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。3 法人は、法第二十六条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更の内

(中期計画の記載事項)

- 第四条 法第二十六条第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一施設整備及び医療機器に関する計画
 - 二 法第四十条第四項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する事項
 - 三 その他法人の業務運営に関して必要な事項

(年度計画の記載事項等)

- ければならない。 に規定する認可中期計画をいう。)に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しな第五条 年度計画(法第二十七条第一項に規定する年度計画をいう。以下同じ。)には、認可中期計画(同項
- ならない。 さんは、年度計画を変更したときは、変更の内容及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければ

(各事業年度に係る業務の実績報告)

ればならない。 定めた事項についてその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に委員会に提出しなけ栃木県立がんセンター評価委員会(以下「委員会」という。)の評価を受けようとするときは、年度計画に第六条 法人は、法第二十八条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

らない。以下同じ。) において定められた事項ごとに、当該中期目標の期間における業務の実績を記載しなければな第七条 法第二十九条第一項の事業報告書には、中期目標(法第二十五条第一項に規定する中期目標をいう。

(中期目標に係る業務の実績報告)

の期間の終了後三月以内に委員会に提出しなければならない。受けようとするときは、当該中期目標に定めた事項についてその実績を明らかにした報告書を当該中期目標第八条 法人は、法第三十条第一項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を

(財務諸表)

コスト計算書とする。準注解(平成十六年総務省告示第二百二十一号)に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施第九条、法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基

(財務諸表等の閲覧期間)

第十条 法第三十四条第四項の規則で定める期間は、五年とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

- 提出しなければならない。(以下「期間最後の事業年度」という。)の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に第十一条 法人は、法第四十条第四項の承認を受けようとするときは、当該中期目標の期間の最後の事業年度
 - 一 承認を受けようとする金額
 - 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- の他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。2 前項の申請書には、期間最後の事業年度の事業年度未の貸借対照表、期間最後の事業年度の損益計算書そ

(納付金の納付の手続)

- ることを要しない。 ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出す 基礎を明らかにした書類を添付して、知事が別に定める日までに、これを知事に提出しなければならない。 問最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、期間最後の事業年度の損益計算書その他当該納付金の計算の第十二条 法人は、法第四十条第六項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、期
- 2 前項の納付金は、知事が別に定める日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

ときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。第十三条 法人は、法第四十一条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとする

- 一 借入れ又は借換えを必要とする理由
- 二 短期借入金の額
- 三 情入先
- 四 短期借入金の利率
- 五 短期借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

- なければならない。 分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し第十四条 法人は、法第四十四条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処
 - は、その適正な見積価額)
 一処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による処分等にあって
 - 二処分等の条件
 - 三処分等の方法
 - 四 処分等により法人の業務運営上支障が生じない旨及びその理由

温宝

- こ この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- る。る日までに」とあるのは、「法第二十五条第一項前段の規定による知事の指示を受けた後遅滞なく」とする日までに」とあるのは、「法第二十五条第一項前段の規定による知事の指示を受けた後遅滞なく」とする 法人の設立後最初の中期計画についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「知事が別に定め

(保健福祉課)

栃木県規則第三十三号

栃木県障害者差別解消推進条例施行規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県障害者差別解消推進条例施行規則

(電)

う。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。第一条 この規則は、栃木県障害者差別解消推進条例(平成二十八年栃木県条例第十四号。以下「条例」とい

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(あっせんの申立て)

とする。第三条 条例第十五条第一項又は第二項の規定による申立ては、あっせん申立書(別記様式)により行うもの

(公表)

- 第四条 条例第十八条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 勧告を受けた事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 - 二 勧告を受けた事業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(委員会の委員長及び副委員長)

- 員の互選によりこれを定める。第五条 栃木県障害者差別解消推進委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長一人を置き、委
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

る。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによ

(委員会の権利調整部会)

- 体の役職員である委員各一人以上をもって組織する。る者、障害者又はその家族、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに事業者又はその団第九項の規定により置かれる部会(以下「権利調整部会」という。) は、委員長が指名する学識経験を有す第七条 条例第十六条第一項及び第二項並びに第十七条第一項の規定による事務を処理するため条例第十九条
- 2 権利調整部会に部会長を置き、権利調整部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、権利調整部会の事務を掌理する。
- 職務を代理する。 4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その
- ら 権利調整部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- ら 前条第二項及び第三項の規定は、権利調整部会について準用する。
- で 委員会は、その定めるところにより、権利調整部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- れた場合には、次の委員会の会議においてこれを報告するものとする。8 部会長は、権利調整部会における調査審議の状況及び結果を委員長に報告するとともに、前項の議決がさ
- る。 9 前各項に定めるもののほか、権利調整部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定め

(委員会の庶務)

第八条 委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(温紫)

て定める。 第九条 第五条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮っ

会 副

は、同年十月一日から施行する。この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条、第四条、第七条及び別記様式の規定

別記様式 (第3条関係)

あっせん申立書

年 月 日

栃木県知事様

申立人 住 所

氏 名

連絡先

栃木県障害者差別解消推進条例第15条 第2項の規定により下記のとおり申立てをします。

- 1 あっせん対象行為に係る障害者
- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 申立人との関係
- 2 あっせん対象行為に係る事業者
 - (1) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 - (2) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- 3 栃木県障害者差別解消推進条例第14条の相談の状況
- 4 求めるあっせんの内容
- 5 その他参考となる事項

(障害福祉課)

栃木県規則第三十四号

平成二十八年三月三十一日建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(殿加)

号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。今第八号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五「法」という。)の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政第一条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下

(所管行政庁が必要と認める図書等)

- 第二条 省令第一条第一項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。
 - 機関が交付したものに限る。)の交付を受けた場合にあっては、当該書類品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合している旨を証する書類(エネルギーの使用の合理化等に
 - 二 その他知事が必要と認める図書
- ネルギー消費性能基準」と読み替えるものとする。て、前項第一号中「第三十条第一項第一号に掲げる基準」とあるのは、「第二条第三号に規定する建築物エ2 前項の規定は、省令第七条第一項に規定する知事が必要と認める図書について準用する。この場合におい

(認定しない旨の通知)

- の通知書に限る。)の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。書(同法第六条第一項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。)に適合しない旨条第四項において準用する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条第十四項の規定による通知エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合しないことを認めたとき、又は同第三条 知事は、法第二十九条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物
- 該申請者に通知するものとする。 二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを認めたときは、認定しない旨を当り 知事は、法第三十六条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る計画が法第

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出)

一通及び副本二通を、知事に提出するものとする。項に規定する申請書の副本一通及び添付図書並びに建築基準法第六条第一項に規定する確認の申請書の正本どうかの建築主事の審査を受けるよう申出をしようとする者は、省令第一条第一項に定めるもののほか、同第四条 法第三十条第二項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準関係規定に適合するか

(申請の取下げ)

- とするときは、取下申出書(別記様式第一号)により、その旨を知事に申し出なければならない。第五条 法第二十九条第一項の規定による認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げよう
- (建築物エネルギー消費性能向上計画の変更への準用)2 前項の規定は、法第三十六条第一項の規定による認定の申請をした者について準用する。
- 全する。 条第一項の規定による認定」とあるのは「法第三十一条第一項の規定による変更の認定」と読み替えるもの項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第二項」と、前条第一項中「法第二十九項」とあるのは「第三十一条第二項において準用する法第三十条第四項」と、第四条中「法第三十条第二条第一項各号」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項各号」と、「同条第四場合において、第三条第一項中「法第二十九条第一項」とあるのは「法第三十一条第一項」と、「法第三十第二十条第一項、第四条及び前条第一項の規定は、法第三十一条第一項の認定について準用する。この

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築等の状況等に関する報告)

第七条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための

める図書を添付して、その旨を知事に報告しなければならない。 建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、工事完了報告書(別記様式第二号)に知事が必要と認

- 報告書(別記様式第三号)に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。2 前項に規定するもののほか、認定建築主は、法第三十二条の規定により報告を求められた場合には、状況
- 条」とあるのは、「第三十八条」と読み替えるものとする。3 前項の規定は、法第三十六条第二項の認定を受けた者について準用する。この場合において、「第三十二

(取りやめる旨の申出)

ければならない。(変更の認定を受けた者にあっては、認定通知書及び変更認定通知書)を添えて、その旨を知事に申し出な建築物の新築等を取りやめようとするときは、遅滞なく、取りやめ申出書(別記様式第四号)に認定通知書第入条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための

(奏任)

第九条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

温波

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

取下申出書

年 月 日

栃木県知事

様

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代表者の氏名

印

下記の認定の申請を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第5条の規定により申し出ます。

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の 認定(変更認定)申請受付番号又は建築 物のエネルギー消費性能に係る認定申請 受付番号	第		号	
2 建築物エネルギー消費性能向上計画の 認定(変更認定)申請受付年月日又は建 築物のエネルギー消費性能に係る認定 (変更認定)申請受付年月日	年	月	B	
3 認定の申請に係る建築物の位置				
4 取下げの理由				
5 備考				
※受付欄				

- 注 1 認定の申請をした者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 認定の申請をした者(法人にあっては、その代表者)の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記様式第	2 므	(答7	久朋友\
別記様式書	7 =	() 混 (余関係)

工事完了報告書

年 月 日

栃木県知事

様

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代表者の氏名

印

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第1項の規定により報告します。

1 認定建築物エネルギー消費性能向 上計画の認定(変更認定)番号	第 号
2 認定建築物エネルギー消費性能向 上計画の認定(変更認定)年月日	年 月 日
3 認定に係る建築物の位置	
4 工事完了年月日	
5 認定建築物エネルギー消費性能向 上計画に基づく建築物の建築等が完 了したことを確認した建築士等	(級)建築士()登録第 号 住所 氏名
	(級)建築士事務所()知事登録第 号名称 所在地
※受付欄	

- 注 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 認定建築主(法人にあっては、その代表者)の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
 - 3 工事監理報告書又は建設住宅性能評価書等の写しを添付してください。

민	I≣⊒	垟	 ;	筜	2	므	(쑄	7	条関	(区)	
וית	IRΓ.	432	T.L	丰	.5	F-1	(FE	- /	金田	140	١

状 況 報 告 書

年 月 日

栃木県知事

様

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代表者の氏名

即

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第2項の規定により、次のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況及び基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合の状況について報告します。

1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画 の認定(変更認定)番号又は基準適合認定 建築物の認定番号	第		号	
2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画 の認定(変更認定)年月日又は基準適合認 定建築物の認定年月日	年	月	日	
3 認定に係る建築物の位置				
4 報告の内容				
※受付欄				

- 注 1 認定建築主又は基準適合認定建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 認定建築主又は基準適合認定建築物の所有者(法人にあっては、その代表者)の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記様式第4	1 号 ()	2 冬関係)

取りやめ申出書

年 月 日

栃木県知事

様

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代表者の氏名

印

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第8条の規定により申し出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上 計画の認定(変更認定)番号	第	4	号
2 建築物エネルギー消費性能向上 計画の認定(変更認定)年月日	年	月	Ħ
3 認定に係る建築物の位置			
4 備考			
※受付欄			

- 注 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 認定建築主(法人にあっては、その代表者)の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(建築課)

栃木県規則第三十五号

平成二十八年三月三十一日栃木県病院事業財務規則及び栃木県立病院利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県病院事業財務規則及び栃木県立病院利用規則の一部を改正する規則

(栃木県病院事業財務規則の一部改正)

第一条 栃木県病院事業財務規則(昭和六十一年栃木県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「栃木県立がんセンター(以下「がんセンター」という。) 及び」を削る。

務課長の職にある者が、リハビリテーションセンターにあつては総務企画課長」に改める。「病院の総務課長(リハビリテーションセンターにあつては総務企画課長)」を「岡本台病院にあつては総あつては事務局長の職にある者を、リハビリテーションセンターにあつては副所長」に改め、同条第三項中第四条第二項中「病院の事務局長(リハビリテーションセンターにあつては副所長)」を「岡本台病院に

附則第一項及び第二項の見出しを削り、附則第三項を削る。

(栃木県立病院利用規則の一部改正)

第二条 栃木県立病院利用規則(昭和六十一年栃木県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「栃木県立がんセンター(以下「がんセンター」という。) 及び」を削る。

解六条第一項中「、がんセンター」を削る。

附則第一項及び第二項の見出しを削り、附則第三項を削る。

室 副

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行し、平成二十八年度の事業年度から適用する。
- お従前の例による。八十四条の規定による決算報告書の作成等及び規則第八十五条の規定による計理状況の報告については、な2、この規則の施行の日の前日の属する事業年度に係る栃木県病院事業財務規則(以下「規則」という。)第

(保健福祉課)

栃木県規則第三十六号

栃木県立衛生福祉大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 1

栃木県立衛生福祉大学校規則の一部を改正する規則

別表の6臨床検査学部臨床検査学科の部を次のように改める。栃木県立衛生福祉大学校規則(昭和五十九年栃木県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

6 臨床検査学部臨床検査学科

教	育内容	単位数	ž	受 業 科	目	講	義	実	習	合	計	
教	教育内容 単位数		講義		実 習	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	
		人文		心理学		2	30			2	30	
			科学	倫理学		2	30			2	30	
基			社会	経済学		2	30			2	30	
巫			科学	社会学		2	30			2	30	
	科学的思			数学・統計学		1	30			1	30	
礎	考の基盤	19	自然	物理学		1	30			1	30	
	人間と生 活	13	科学		化学	化学実習	2	60	1	45	3	105
分	10			生物学		1	30			1	30	

			外国	英語 I		2	60			2	(
			語	英語Ⅱ		1	30	, ,,		1	(
野			健康	健康科学		1	15			1	
			科学	保健体育(実技)		1	30			1	
	小 計	19				18	405	1	45	19	4
			解剖的		解剖学実習	2	60	1	45	3	1
専	人体の構 造と機能	8	生理等	Ź.		2	60			2	
守			生化学	≠	生化学実習	2	60	1	45	3	1
門		病理等		学 I		1	30			1	-
1 1			病理学	≱ II		1	30			1	
基	医学検査の基礎と	rkk 1	微生物	勿学	微生物学 実習	1	30	1	45	2	
圶	の基礎と その疾病 との関連	8	血液的	7		1	30			1	
	この民座		免疫	- -		1	30			1	
礎			薬理学	*		1	30			1	
			実験月	月動物学		1	15			1	
分	保健医療 福祉と医	4	公衆征	新生学	公衆衛生 学実習	2	60	1	45	3	1
	学検査		保健區	医療福祉総論		1	30			1	
野	医療工学 及び情報	4	医用二	工学	医用工学 実習	1	30	1	45	2	
	科学	4	情報和	斗学		2	45			2	
	小 計	24				19	540	5	225	24	7
			臨床四			2	30			2	
	臨床病態 学	6	臨床村	食 查医学		2	60			2	

			病態解析演習		2	60			2	60
			病理検査学	病理検査 学実習	1	30	2	90	3	120
			州生快 旦子	細胞診検 査学実習			1	30	1	30
専	形態検査	10	臨床血液学Ⅰ	臨床血液 学 I 実習	1	30	1	45	2	75
		臨床基礎検査学Ⅱ	臨床基礎 検査学Ⅱ 実習	1	15	1	30	2	45	
			寄生虫検査学	寄生虫検 査学実習	1	30	1	45	2	75
			臨床化学	臨床化学 実習	2	60	2	90	4	150
	the 11 to 12	thm ∐ c ii÷	放射性同位元素検査技術		1	30			1	30
門	生物化学 分析検査 学	11	臨床血液学Ⅱ	臨床血液 学Ⅱ実習	1	30	1	30	2	60
			臨床基礎検査学I	臨床基礎 検査学 I 実習	1	30	. 1	45	2	75
			遺伝子検査学	遺伝子検査学実習	1	30	1	45	2	75
			微生物検査学	微生物検 査学実習	2	60	2	60	4	120
	病因・生	10	免疫検査学	免疫検査 学実習	1	30	2	60	3	90
分	体防御検 査学	10	輸血・移植検査学	輸血・移 植検査学 実習	1	30	1	45	2	75
			染色体検査学		1	15			1	15
	生理機能検査学	9	生理機能検査学	生理機能 検査学実 習	3	90	2	90	5	180

			 画像検査学	画像検査学実習	2	- 60	2	60	4	120
野			検査機器学		1	30			1	30
赵			検査情報管理学		2	45			2	45
	検査総合 管理学	9	検査運営管理学		2	45			2	45
			総合講義		2	30			2	30
			総合演習		2	45			2	45
	医療安全管理学	1	臨床基礎検査学Ⅲ		1	15			1	15
	臨地実習	10		臨地実習			10	450	10	450
	小 計	66			36	930	30	1, 215	66	2, 145
総	計	109			73	1, 875	36	1, 485	109	3, 360

温 强

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- る授業科目、単位数及び時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。2 平成二十八年三月三十一日において栃木県立衛生福祉大学校臨床検査学部臨床検査学科に在学する者に係

栃木県規則第三十七号

栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 煏 田 亩 1

栃木県医師修学資金賞与条例施行規則の一部を改正する規則

第二号の次に次の一号を加える。十条第四号」に改め、「(同号に規定する業務をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同項第四号とし、同項「第十条第四号」を「第十条第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第十条第三号」を「第第十条第一項第五号中「第十条第五号」を「第十条第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中栃木県医師修学資金貸与条例施行規則(平成十七年栃木県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

に関する計画書三 条例第十条第三号に掲げる場合 業務(同号に規定する業務をいう。第十六条において同じ。)の従事

下この条及び第十七条において同じ。)」を加える。第十一条中「の業務」の下に「(条例第三条第一項に係る借受者にあっては、同項に定める業務に限る。以

第十七条を第十八条とする。

第十六号」を「別記様式第十八号」に改め、同条を第十七条とする。第十六条中「第十条第三号」の下に「又は第四号」を加え、「研修資金等」を「修学資金」に、「別記様式

る。第十五条中「第十条第二号又は第四号」を「第十条第二号又は第五号」に改め、同条の次に次の一条を加え

(就業屈出等)

知事に届け出なければならない。 猶予者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書等により第十六条 条例第十条第三号の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている者(以下「第三号

- 一 業務に従事した場合 就業届(別記様式第十六号)及び従事していることを証する書類
- 書類 | 業務の従事先を変更した場合 | 業務従事先変更届(別記様式第十七号)及び従事していることを証する
- 速やかに、変更後の業務の従事に関する計画書を知事に提出しなければならない。3 第三号猶予者は、第十条第三号に掲げる業務の従事に関する計画書に記載された事項を変更したときは、

記様式第十五号の次に次の二様式を加える。別記様式第十六号中「(第16物匯系)」を「(第17秒匯系)」に改め、同様式を別記様式第十八号とし、別

別記様式第	16号 ((第16	条関係	
カブロレ マーレス	,,,,,	ノンフェロ		/

就 業 届

年 月 日

栃木県知事

貸与決定番号 住 所 氏 名 電話番号

次のとおり医師として知事が指定する公的医療機関等において業務に従事したので届け出ます。

1 業務従事開始年月日 年 月 日

2 業務従事先

所在地 施設名 電話番号

別記様式第17号(第16条関係)

業務従事先変更届

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号 住 所 氏 名

電話番号

次のとおり業務従事先を変更したので届け出ます。

1 変更年月日

年 月 日

2 新従事先

所在地 施設名

電話番号

3 旧従事先

所在地 施設名

電話番号

温 强

- こ この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 与条例の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者については、なお従前の例による。金を貸与する旨の契約を結んだ者について適用し、同日前に改正条例による改正前の栃木県医師修学資金貸改正後の栃木県医師修学資金貸与条例(平成十七年栃木県条例第八十三号)の規定により栃木県医師修学資貸与条例の一部を改正する条例(平成二十八年栃木県条例第二十八号。以下「改正条例」という。)による3日、改正後の栃木県医師修学資金貨与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に栃木県医師修学資金

(医療政策課)

栃木県規則第三十八号

に定める。特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則を次のよう

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 1

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

二十四号)の一部を次のように改正する。第一条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年栃木県規則第

第六条第二項中「併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備

(指定地域密着型サービス基準」に改める。 一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。) 若しくは併設型指定認知症対応型通所介護事業所る基準 (平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。) 第二十条第ろ。)」を「指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」とい

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

年栃木県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。第二条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五

第二条第一届中「、第百二十条第二届」を割る。

(栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

に改正する。第三条 栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則(昭和六十一年栃木県規則第六十一号)の一部を次のよう

「第8条第28項」に、「回条第22項」や「回条第23項」に対める。

图 图

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(高齢対策課)

栃木県規則第三十九号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

別記様式第五号を次のように改める。身体障害者福祉法施行細則(平成五年栃木県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

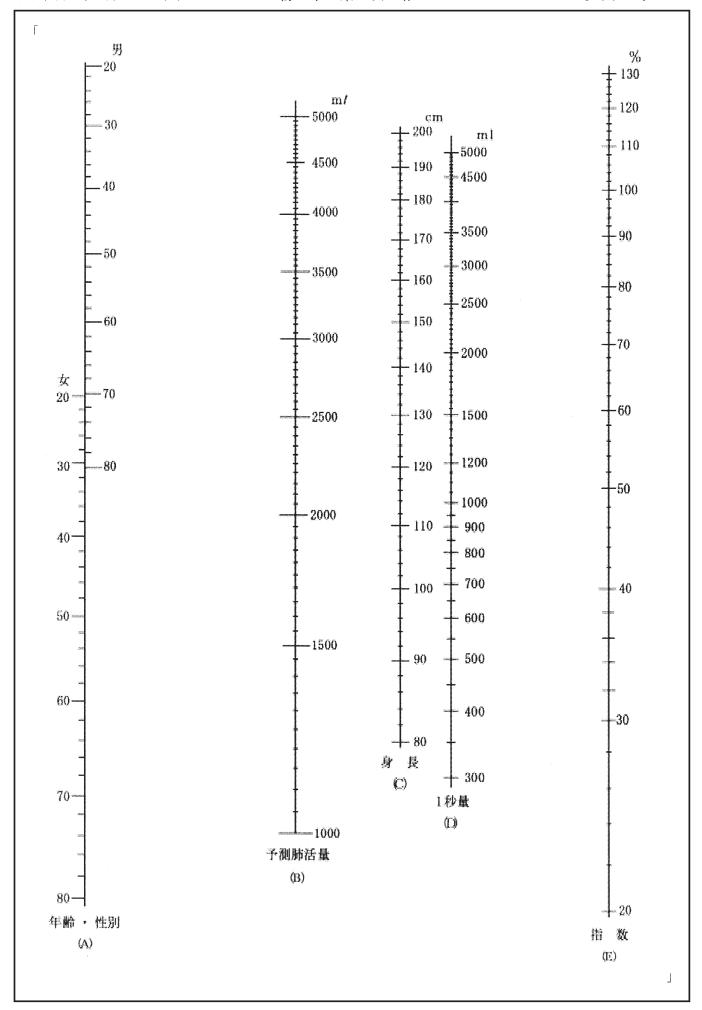
別記様式第5号(第7条関係)

そ の標 材 示 料の は規 格 硬 は 質 プ 縦 ラ ス 七 チ 〇 ツミ ク、 IJ メ 1 金 属 ト 等 ル を 用 横 ほ に る \circ ŧ 3 \mathcal{O} IJ کے メ す 1 る ト Z ル ٤ 程 度 کے

 \bigcirc 身 体 障 害 者 福 祉 法 栃 指 木 定 県 医

	平	成28年3月31日	木曜日	栃	木	県	公	報	号外第29号	(2
	温	記様式第八号中								
	「ア	階段を人並みの	速さで登れな	いが、ゆっ	くり	ならる	きれる			
	1	階段をゆっくり	でも登れない	が、途中休	:みな:	がらた	ょら登	れる。		
	ウ	人並みの速さで	歩くと息苦し	くなるが、	ゆっ	くりた	ょら歩	ける。	*	d
	エ	ゆっくりでも少	し歩くと息切	Jれがする。						
	オ	息苦しくて身の	まわりのこと	もできない					١	
	「ア	激しい運動をし	た時だけ息切	Jれがある。						
	1	平坦な道を早足	で歩く、ある	いは緩やか	な上	り坂を	歩く	時に息切れがある。		
	ウ	息切れがあるの	で、同年代の	人より平坦	な道	を歩く	のか	遅い、あるいは平坦な道を自分の	パース	^ ر
	_	で歩いている時、	息切れのため	に立ち止ま	るこ	とがま	5る。		2	2
	工	平坦な道を約10	Om、あるいは	数分歩くと	息切:	れのな	こめに	立ち止まる。		
	才	息切れがひどく	家から出られ	はい、ある	いは	衣服の)着替	えをする時にも息切れがある。]	
	「ア	予測肺活量	m l							
	1	1 秒量	m l							
	ウ	予測肺活量1秒	率 % (=-	$\frac{1}{r}$ ×100)					*	j
		(ア・ウについ	ては、次のノ	モグラムを	使用	するこ	こと。)	١	
	「ア	予測肺活量		L(実測肺	活量		٠ سا	L)		
	1	1 秒量		L(実測努	力肺	活量	٠.	L)		
	ウ	予測肺活量1秒	率 」」	$1\% (=\frac{1}{7})$	· ×10	00)				
		(アについては	下記の予測式	を使用して	算出	するこ	こと。)		1.1~
		肺活量予測式(L)						فئہ	と改
		男性 0.045>	×身長 (cm)	-0.023×年	齢()	歳) -	- 2. 25	58		
		女性 0.032>	×身長 (cm)	-0.018×年	齢()	歳) -	- 1. 17	'8		
		(予測式の適	応年齢は男性	18-91歳、	女性	18 - 9	5歳で	あり、適応年齢範囲外の症例には	:使用し	
		ないこと。)							ا	
7	8,									
	Γ				-	ムの値				
	1	(A) と (C)	から、(B) 上にBald	lwino	り予測	引式に	よる予測肺活量が得られる。(B) と	
		(D) レから (F) トル 予測時	活品に対す	ス15	砂索み	(得に	わる		

- (D) とから (E) 上に予測肺活量に対する 1 秒率が得られる。
- 2 (D) を1秒量の代りに実測肺活量とすれば、(B) と(D) とから(E) 上にパーセント肺活 🛛 ${\Bbb Z}$ 量が得られる。
- 3 (B) に実測肺活量を代入すれば、(B) と(D) とから(E) 上に通常の1秒率が得られる。」



か習				
_	3 点 項 目 の 有 無 (血清アルブミン値、プロトロン ビン時間、血清総ビリルビン値)	有 · 無	有 · 無	<i>₩</i>
Γ,				•]
	(該当するものを○で囲むこと。)	5 点~6 点・7 点~9 点・10点以上	5 点~6 点・7 点~9 点・10点以上	
	肝性脳症又は腹水の項目を 含む3項目以上における 2 点 以 上 の 有 無	有 · 無	有・無	い以

ある。

別記様式第十一号を次のように改める。

別記樣式第11号(第13条関係)
← 3cm → <u>身体障害者手帳交付等申請書</u>
│ │ ↑ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │
4 写 真 年 月 日 m m m m m m m m m m m m m m m m m m
福祉現行手帳番号照合番号事由コード
※ 住所 本籍地(都道府県名のみ)
大枠 フリガナ 生年月日 (年 月 日) 内内申請 個 人 番 号
個 人 番 号
記 <mark>保護者名 </mark>
市町村コード 町 字 コ ー ド 番 地 本籍地コード
本
氏名(カナ) 性別 生年月日 職業
人 氏名 (漢字)
申請事由コード申請事由コード職業コード障害原因分類コード年号コード
新 規 申 請 01 (內容修正等) 専門的技術的職業 01 交 通 事 故 1 明 治 M
(再交付) 住所変更(管内) 06 程度変更 02 転入(県内管外) 07 事務 03 戦 傷 3 労災事故 2 大正 T 日本 1 1 日本 1 1 日本 1 1 日本 1 日本 1 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 <t< td=""></t<>
程度変更 02 転入 (県内管外) 07 事務 03 戦 傷 3 昭和 S 破損 03 県外より転入 08 販売 04 その他事故 4 平成 H
紛 失 04 県外へ転出 09 農 林 漁 業 05 先 天 性 疾 病 5
その他再交付 05 他県より通知 10 運 輸 通 信 06 感 染 症 疾 病 6 性 別 コード
氏名変更 11 機械工・単純労働 07 中毒性疾病 7 男 M その他変更 12 サービス業 08 その他疾病 8 女 W
治癒返還13 その他09 原因不詳9
死 亡 返 還 14 無 職 10
その他返還 15 学生及び就学以前 11
等級
(住所・本籍・氏名変更の場合) 町又は福祉事務所
<u>旧</u> 受 ー 付
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
果 受 付 手 帳 交 付 年 月 日
手帳交付年月日 等級 再認定時期 (印)
原 因程 度 病 日 日 有認定 日 (6)
Image: Figure 1 Image: Brown of the control of the
整 定 4 5

+	_

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(障害福祉課)

栃木県規則第四十号

平成二十八年三月三十一日理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

別記様式第一号中第一条 理容師法施行細則(昭和三十八年栃木県規則第七号)の一部を次のように改正する。

											1		
器	品	名	数	量	品	名	数	量	品	名	数	量	
具													
`													
布													
片													
類													
等													
の													
設				 									₩
備													
状													
況													
膚り 臣(がる	容師につき 疾患その他 の指定する ある場合は 名及び病名	厚生労働 伝染性疾 、その者	大病				L	-	L				
開	設 予 定	年 月	日		年	月	日						1

Γ 名 器 밂 名 数量 数量 品 名 数 量 品 具 布 片 類 等

*1*E

(26) 平成28年3月31日 木曜日	栃木県の	報		号外第2	.9号
の 設 備 状 況					- - - - - - - - - - - - - -
理容師につき、結核、皮膚疾患で厚生労働大臣の指定する伝染性がある場合は、その者の氏名及び病開 設 予 定 年 月	疾病が i名 	月	日		_
重 開設しようとする理容所と同い 師法第2条第3項に規定する 複 いる場合は、当該美容所の名称	美容所が開設されて				_
開開設しようとする理容所と同 第11条第1項の届出がされて 設容所の開設予定年月日		1	月	日	
第二条 美容師法施行細則(昭和三十八(美容師法施行細則の一部改正)める。	年栃木県規則第八号	、) の一部をか	(のように改)	用やる。	٦]

別記様式第一号中

ı			1									ı
器		名	数	量	品	名	数	量	品	名	数	量
具		-										
布												
片											+	
類												
等												
の												
設												
備												
状												
況												
唐 臣 が	容師につき、 疾患その他) の指定するで ある場合は、 名及び病名	享生労働 伝染性疾	大病									-